



四日市羽津医療センター地域医療連携室広報

すずらん通信



Vol.100(2026.4)

訪問看護ステーションを紹介いたします

【訪問看護ステーションの紹介】

附属訪問看護ステーションは平成24年1月に開設され、14年目を迎えました。

訪問看護は、病気や障害を持ち、ご自宅で療養生活を送る方のもとへ、看護師が訪問し、主治医の指示に基づいて健康管理や医療ケア、リハビリを提供するサービスです。住み慣れた自宅での自立した生活や看取りのサポート等を行っています。

当ステーションは24時間対応、重症者・ターミナル（看取り）ケア、小児看護のニーズに対応する為、常勤看護師を多く配置し、高い専門性と手厚い体制を整えた訪問看護事業者（機能強化型訪問看護ステーション）となっております。

訪問看護は医療保険、介護保険のいずれかで利用できますが、介護保険をお持ちの方は一部条件を除き介護保険を使うことが優先されます。したがってケアマネジャーの方々と連携を図りながら行っています。

利用者の年齢は0歳から90代の方までですが1月末日の平均年齢は男性77歳、女性82歳です。70代後半から80代の方が最も多く、疾患は、がん末期・心不全・糖尿病・認知症をはじめとする様々な疾患の方の対応を行っており、高齢者世帯への訪問が多いです。ケアにおいては、入浴介助等清潔の保持や食事や排泄等日常生活援助・内服やインスリン注射・ストマ造設後のパウチ交換や腹膜透析の管理、CVポートやPICC・静脈・皮下点滴の対応、バルーンカテーテルや胃ろう・経鼻からの経管栄養・PTGBDや腎瘻などのカテーテル管理や医療機器の管理、外傷や褥瘡の処置など様々な処援助を行っています。

また、医療的ケア児の支援として行政から依頼を受け、学校への送迎や学校での医療的ケアの実施等も行っています。

【サービスの提供時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日・
年末年始（12月29日～1月3日）
は休業します

※但し、必要に応じ夜間、休日も
対応させていただいております。



【看護体制】

看護師は常勤7名で構成しています。利用者の方々に専門性の高いケアを提供する為以下の資格を有するスタッフがいます。

- 訪問看護認定看護師 1名
- 特定行為研修終了者 1名（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連・創傷管理）
- 特定行為研修受講中 1名
- 精神科訪問看護基本療養費算定要件研修修了者 2名
- 在宅看護指導士 1名

【特定行為】

特定行為とは医師があらかじめ指示した「手順書」に基づいて診療の補助として看護師が実践できる医療行為のことです。高度かつ専門的な知識・スキルが特に必要とされる21区分38行為が定められています。医師の判断をその都度確認することなく、看護師が患者さんの状態を見極めてタイムリーな処置をとることができます。当ステーションのスタッフは栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連・創傷管理の研修が終了しています。

実際の活動の紹介を致します。

〈栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連〉

脱水の為入退院を繰り返していた嚥下障害がある高齢者に対し、脱水等アセスメントを行い必要時、手順書にある点滴を施行し、昨年の暑い夏でも入院することなく穏やかにご自宅で過ごすことができています。

〈創傷管理〉

医師の作成した手順書に基づき、褥瘡管理において「血流のない壊死組織の除去（デブリドマン）や「陰圧閉鎖療法」を自立的に実施できます。訪問時こまめな壊死組織の除去が可能となり創部の環境を整えることができ処置時の痛みや不安、苦痛などの負担を少なくし、より早く効果的に創の治りを良くすることができています。

〈医師の手順書〉

1. 対象となる患者で、看護師が特定行為を行える病状の範囲
2. 特定看護師が行える特定行為の内容
3. 特定行為を行う患者氏名
4. 特定行為を行うときに確認する必要事項
5. 医師に連絡が必要になった時の連絡体制

以上の内容でご指示いただけると対応できますが、対象の患者様のご紹介をいただければ特定看護師が手順書や特定行為についての詳細をご説明させていただきますので気軽にご相談ください。



四日市羽津医療センター 地域医療連携室 すずらん

〒510-0016 四日市市羽津山町10-8 病院代表TEL：059-331-2000

すずらん直通TEL：059-331-6003 すずらん直通FAX：059-331-6004

